厚生労働省和歌山労働局発表
令　和　４　年　３　月　２８日

厚生労働省　和歌山労働局
職業安定部　職業対策課
課　　長　海瀬　安彦
課　長　補　佐　森脇　稔
地方障害者雇用担当官　上田　昌史
電話　０７３－４８８－１１６１

令和３年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

市町村及び市町村教育委員会の機関（以下「市町村等の機関」という。）については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合（※）、適正実施を勧告できることになっています。和歌山労働局（局長　池田（いけだ）　真澄（ますみ））では、このほど、令和３年度において、和歌山県内の市町村等の機関について３機関に対し、適正実施を勧告しました。

（※）以下のいずれかの基準に該当する場合

① 障害者採用計画の実施率が50％未満であること。

② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の６月１日現在における実雇用率を上回っていないこと。

（教育委員会については、計画期間の始期の年の12 月１日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の６月１日現在における実雇用率を上回っていないこと。）

＜参考＞

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第 38 条第１項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行えることになっています（第 39 条第２項）。

（１）市町村等の機関（教育委員会を除く。）

令和２年６月１日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和３年１月１日を始期とし令和３年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した16機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、３機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

なお、令和３年１月１日を始期とする採用計画を作成した16機関のうち、令和３年12月31日までに法定雇用率を達成した機関は６機関でした。

（２）教育委員会（計画中間年）
　令和２年６月１日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和３年１月１日を始期とし令和４年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した機関はありませんでした。

（３）教育委員会（計画終期）
　令和元年６月１現在で法定雇用率を達成できておらず、令和２年１月１日を始期とし令和３年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した機関はありませんでした。

市町村等の機関に対する指導の結果

（表1） 市町村の機関（市町村教育委員会を除く）に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	6機関
障害者採用計画の実施率が 50％以上である機関	7機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	3機関（※）
合　　計	16機関

※　すさみ町、古座川町、上富田町

（表2） 市町村教育委員会に対する指導の結果（計画中間年）

雇用義務を達成した機関	0機関
障害者採用計画の実施率が 50％以上である機関	0機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	0機関
合　　計	0機関

（表3） 市町村教育委員会に対する指導の結果（計画終期）

雇用義務を達成した機関	0機関
障害者採用計画の実施率が 50％以上である機関	0機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	0機関
合　　計	0機関

市町村の機関（市町村教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

令和２年６月１日

法定雇用率未達成

↓

令和３年１月１日

障害者採用計画の作成・実施
（１年間の計画）

↓

令和３年 12 月 31 日

障害者採用計画の期間満了

↓

令和４年３月

適 正 実 施 勧 告

（計画の終期において基準（※）に該当する場合）

（※）適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の６月１日現在における実雇用率を上回っていないこと。

市町村教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図

（令和３年１月１日を始期とする採用計画の場合）

令和２年６月１日　**法定雇用率未達成**

↓

令和３年１月１日　**障害者採用計画の作成・実施**
（２年間の計画）

↓

令和４年２月　**適 正 実 施 勧 告**　（令和３年12月１日において基準(※)に該当する場合）

↓

令和４年12月31日　**障害者採用計画の期間満了**

↓

令和５年３月　**適 正 実 施 勧 告**　（計画の終期において基準（※）に該当する場合）

（※）　適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
② 計画期間の始期の年の12月１日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の６月１日現在における実雇用率を上回っていないこと。

市町村教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図

（令和２年１月１日を始期とする採用計画の場合）

令和元年６月１日　**法定雇用率未達成**

↓

令和２年１月１日　**障害者採用計画の作成・実施**
（２年間の計画）

↓

令和３年２月　**適 正 実 施 勧 告**　（令和２年 12 月１日において基準(※)に該当する場合）

↓

令和３年 12 月 31 日　**障害者採用計画の期間満了**

↓

令和４年３月　**適 正 実 施 勧 告**　（計画の終期において基準（※）に該当する場合）

（※）　適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
② 計画期間の始期の年の 12 月 1 日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の６月１日現在における実雇用率を上回っていないこと。

（参考）

○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条　すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条　国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

２～５　（略）

（採用状況の通報等）

第三十九条　国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

２　厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条　法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

○　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）（抄）

（権限の委任）

第四十六条　法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

２～４　（略）